

多文化共生指針（素案）パブリックコメントで寄せられた意見

No.	ページ	意見	市の考え
1	全体	民族学級、民族学校に対する内容が不十分で、趣旨と内容が一致していない。	<p>子どもたちの教育を受ける権利を保障し、一人ひとりがアイデンティティを確立することができるよう取り組んでいくことが重要と考えております。</p> <p>本指針においても、施策の方向性「子どもの教育の充実」に「◎外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援」「◎外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承」を掲げています。</p> <p>本指針は施策の方向性を定めるものとし、具体的な施策については別に行動計画として策定する予定にしておりますので、ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。</p>
2	全体	朝鮮学校に対して支援をお願いしたい。 朝鮮学校への補助金支給、幼保無償化の実現を要望する。 他9件	本指針は施策の方向性を定めるものとし、具体的な施策については別に行動計画として策定する予定にしておりますので、ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。
3	16	「◎外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承」は朝鮮学校を始めとする外国人学校が担うべき。朝鮮学校を始めとする外国人学校への支援が必須。中断してる朝鮮学校への助成金も復活してほしい。	本指針は施策の方向性を定めるものとし、具体的な施策については別に行動計画として策定する予定にしておりますので、ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。
4	全体	民族的差別とその意識を排除する事を反映してほしい。	本指針においても、「人権の尊重」を基本方針にしており、いかなる差別もゆるさないまちをめざします。

No.	ページ	意見	市の考え
5	全体	差別や偏見などをなくす為には人としての道徳的な教育が重要。在日外国人にとって民族教育が個人のルーツやアイデンティティを育む大切な場。民族学校や民族学級などがそういう場として機能する為に市に協力してほしい。	一人ひとりがアイデンティティを確立することができるよう取り組んでいくことが重要と考えております。 本指針においても、施策の方向性「子どもの教育の充実」に「◎外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承」を掲げています。 本指針は施策の方向性を定めるものとし、具体的な施策については別に行動計画として策定する予定にしておりますので、ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。
6	全体	中国、ベトナム、フィリピン、他国籍の方達が学びを続けられる援助と朝鮮学校への助成金の復活を願う。	子どもたちの教育を受ける権利を保障していくことが重要と考えております。本指針においても、施策の方向性「子どもの教育の充実」に「◎外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援」を掲げています。 本指針は施策の方向性を定めるものとし、具体的な施策については別に行動計画として策定する予定にしておりますので、ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。
7	全体	指針の策定では、民族差別を許さない意識を市民で幅広く共有し、少数者の権利を守る社会を築くことを目的とするべき。また、外国人学校・民族学校への支援再開など差別のない多文化共生社会を実現されることを願う。	本指針では多様性（ダイバーシティ）と社会包摂性（ソーシャル・インクルージョン）のある社会の実現を目標としております。すべての人が自分らしく生きることが尊重され、輝くことのできるよう取組みを推進していきます。 具体的な施策については、別に行動計画として策定する予定にしておりますので、ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。

No.	ページ	意見	市の考え
8	全体	<p>東大阪市の外国人の構成の中で半数が特別永住者であることから、特別永住者への歴史的な経緯への理解が深まるような啓発事業を地域や学校で具体的に行うべき。朝鮮学校への積極的な支援があるべき。行政は地域住民に平等であるべき。</p>	<p>本指針は施策の方向性を定めるものとし、具体的な施策については別に行動計画として策定する予定にしておりますので、ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。</p>
9	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・素案をもとに、「行動計画」「アクションプラン」が作成されることを求めます。「行動計画」「アクションプラン」では、2003年に策定された「東大阪市外国籍住民施策基本方針」の「Ⅲ 今後の方策」のような書き方が分かりやすい。 「新指針」は従来の「指針」の総括・振り返りをもとに書かれるべき。「旧指針」の課題としていた、「保育」<1-(3)>、「外国人登録業務」<1-(8)>、「外国籍住民の実態把握」<1-(11)>、「民族学校への支援」<2-(4)>がない。「新指針」でも、民族学校について、何らかの形で記述すべき。 ・「連携」という言葉の後には「協働」という言葉が続くことで、より積極的な「行動」につながっていくことが職員や市民にも伝わるのではないか。 ・全体と通して、「日本語」という言葉が目立つ。言語、言葉、文字を大切にすることは重要。期待したい。 ・SDGs（持続可能な開発目標）17の目標と169ターゲットの中に、「行動計画」「アクションプラン」を考えていくうえで、参考になることが多く含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本指針は施策の方向性を定めるものとし、具体的な施策については行動計画として策定する予定です。ご意見を行動計画策定の参考にさせていただきます。 ・ご意見を参考にし、Ⅳ 今後の取組みの方向、推進体制に基づき、行動につなげてまいります。 ・ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。 ・ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。

No.	ページ	意見	市の考え
10	1	「偏見、外国人嫌悪、ヘイトスピーチ、出入国などの移動の制限、不十分な情報提供、相談体制、医療体制の遅れなどで、弱い立場に置かれた人々への人権侵害が…」の前3件は人権侵害そのものだが、残りは「人権」という観点からみていくことに異議はありませんが、「侵害」となると、「だれが、侵害しているのか」や、「どの点が侵害にあたるのか」ということで論議が難しくなる。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「この感染症の拡大により、偏見、外国人嫌悪、ヘイトスピーチなどの人権侵害や出入国などの移動の制限、不十分な情報提供、相談体制、医療体制の遅れなど、弱い立場に置かれた人々への影響が世界的に大きな問題となりました。」
11	1	「市の各部局が本指針の基本目標や基本方針、方向性を踏まえて施策を進めます。」とあるが、2003年の「旧方針」の中での22項目について、市の関連部局がこの20年近くどんな取り組みをしてきたのか、部局ごとでまとめ、振り返りのまとめなどもしながら、「行動計画」「アクションプラン」につなげていっていただきたい。	ご意見を行動計画策定の参考にさせていただきます。
12	3	4ページに「特別永住」の説明があるが、ほとんどの人が何の意味か分からない。本文7行目前後に歴史的背景を記述する必要がある。朝鮮半島の出身者の歴史的な存在を抜きに、東大阪の外国人住民のことは語れない。行政の、市民の人権意識を高めるためにも啓発や、学習が今まで以上に求められている。歴史的背景を語ることの重要性を考えていただきたい。	ご意見を行動計画策定の参考にさせていただきます。

No.	ページ	意見	市の考え
13	6	<p>「ICT（情報通信技術）や「やさしい日本語*3」を活用した提供のあり方を検討していく」「アクセシビリティ（利用しやすさ）」とあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTでの多言語翻訳の精度や当事者の熟練度など、検討することが多い。 ・「アクセシビリティ（利用しやすさ）」など検討し、今まで以上に積極的な、より広範囲な取り組みを行政に求めたい。 ・「利用しやすさ（アクセシビリティ）」に修正。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。 ・ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。 ・ご意見を踏まえ、「利用しやすさ（アクセシビリティ）」に修正します。
14	6	<p>「11言語に対応した」となっているが、母語話者を用意すれば「全面的に解決する」とは、安易には考えませんが、可能な限り、多言語翻訳機よりは「その国の人」にお願いできたらと考える。</p>	<p>ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。</p>
15	6	<p>「多文化共生情報プラザだけでなく、庁内の関係部局との連携体制の構築も求められます。」となっているが、「一元的相談窓口」は、「連携」あってこそ、「一元的」な体制になっていく。「連携・協働」に発展させてこそ、より進む。</p>	<p>ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。</p>
16	7	<p>「福祉制度やサービスについて、十分に伝わっていないことがあるため、（中略）必要な情報を提供していかなければなりません。」となっているが、「伝わっていない」事例はたくさんあったと思う。どこに課題があり、どうしたら解決の方向へ進められるのか、検討を強く願います。</p>	<p>ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。</p>
17	8	<p>「行動計画」「アクションプラン」を作成するうえでも、東大阪独自でアンケートを実施、課題解決に進んでいったらいい。</p>	<p>現状として東大阪市の外国人住民アンケートがないため、本指針では、国の通知、関係機関による調査も参考にしながら策定いたしました。</p>

No.	ページ	意見	市の考え
18	8	「外国人労働者への日本語学習機会の提供」は経済団体などが「日本語教育機会を提供する、主催者となる」ということを進めていければいい。行政が音頭を取って、進めていけば広がる。	ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。
19	9	東大阪市でも就学状況調査は実施している。何らかの形で記述すべきでないか。	ご意見を今後の参考とさせていただきます。
20	9	東大阪市には、どれだけの日本語教室が開催されていると把握しているのか。日本語教室と「連携・協働」のレベルまで進めていけるのか、積極的な「行動計画」「アクションプラン」を求める。	ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。
21	10	「日本人住民が外国人住民に対して無意識に偏見や差別意識を持っている場合があります。」は、何を言おうとしているのか、わかりにくい。 「無意識に差別的な発言をしてしまう。」というような使われ方をしますが、「無意識に ～ 持っている」という言い方はしない。どういう価値判断のもとで、その時発せられた言葉なのか、などを考えれば無意識という言葉は間違い。	ご意見を踏まえ、「日本人住民の外国人住民に対する無意識の偏見や差別が表れることがあります」に修正します。
22	11	<ul style="list-style-type: none"> ・「門地」という言葉がわかりにくい。 ・東大阪市内在住の外国人の特色も書かれているので読みやすい。 ・やさしい表現に変えたらいい。とくに、社会包摂性（ソーシャル・インクルージョン）は難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所は東大阪市人権尊重のまちづくり条例の文章を引用しています。 ・社会包摂性（ソーシャル・インクルージョン）について理解を深める意味もあり、記載しております。難しい表現については、注釈を入れるようにしております。

No.	ページ	意見	市の考え
23	12	基本方針の「多様性と寛容性のある地域社会の形成」は、「基本目標」の中に「社会包摂性」という言葉があるので、混乱する。前の基本目標の「包摂性」を「寛容性」に変えてもいいのではないか。	本指針では、共生社会を多様性（ダイバーシティ）と社会包摂性（ソーシャル・インクルージョン）のある社会と定義しております。
24	12	「人権の尊重」、「社会参加の促進」、「多様性と寛容性のある地域社会の形成」の3つの文末を、最後の文のように、「～社会を市民とともにつくっていきます。」でまとめたらいいのではないか。	ご意見を今後の参考とさせていただきます。
25	14～19	次のようなことに取り組みますと、下部のイメージ図が一致しない項目がある。 他3件	ご意見を踏まえ、図を修正いたします。
26	17	<p>・「人材」という言葉は、国語辞典には、「才能があり、役に立つ人。有能な人物。人才。」などと書かれています。「指針」中に何度も出てくる「人権」という観点からは、少し気になる言葉が「人材」です。併せて、「活用」という言葉がでてくると、さらに違和感を持ってしまいます。</p> <p>同じ東大阪で生活する中で「一人の人として」つきあっているのに、「人材」という言葉に何とも言えない違和感があります。確かに、会社にとっては「人材」でしょうが・・・それでも、会社にいれば、一緒に働く「ひと」「人」なのでしょう。周りの人たちも、そう考えていると思います。</p> <p>素案は、「人」でなく、「労働力」としか見ていないのではないか。</p> <p>・7つの項目と図が一致していない。並べ方や文中、図中で使っている「言葉」を整理・調整したほうがいい。</p> <p>・「国、大阪府など関係団体との連携」を図の中にない。</p>	<p>・基本目標や基本方針にあるようにすべての人が自分らしく生きることが尊重され、互いに助け合い、輝くことができ、それぞれの持つ能力や個性を発揮できるように取り組みを進めてまいります。</p> <p>・ご意見を踏まえ、修正いたします。</p> <p>・図に「関係団体との連携」として入れております。</p>

No.	ページ	意見	市の考え
27	21	<p>「指針策定に関する国の動き」という項目名だが、内容は、種々雑多である。</p> <p>歴史的なことがらを書いておくのは重要だと思います。（18ページにもあります。）</p> <p>1945年以前のこと書かれているのに、それから1972年までの途中は何も書かれていません。</p> <p>東大阪市の在住外国人の歴史の簡略なものも必要でないか。</p> <p>「旧指針」では、「人口統計」が書かれていました。また、「市議会決議一覧」というのもあり、以前の東大阪市は外国人住民のことを大切にしていたことが伺われます。</p>	<p>ご意見を今後の参考とさせていただきます。</p>
28	15	<p>「◎外国籍住民の実態把握ときめ細かな情報提供と施策実施」を末尾に追加。</p> <p>当該外国籍住民のもとに“情報発信”“相談対応”が届いていないという実態が横たわっているのです。「障害者差別解消法」における“合理的配慮の義務付け”的な、きめ細かい配慮がなければ市民サービスが届かない実態から始める必要があると思います。</p>	<p>実態把握については、施策検討の参考にさせていただきます。きめ細かな情報提供と施策実施については原案の施策の方向性に含まれるものと考えます。</p>

No.	ページ	意見	市の考え
29	16	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもたちの教育を受ける権利を保障し、子どもたちが将来に」【16頁2行目】 →「すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障し、子どもたちが将来に……」。 ・「◎日本語指導が必要な子どもたちへの日本語学習の体制整備」【16頁8行目】 →「◎日本語指導が必要な児童生徒への日本語学習、母語話者による支援、母語によるDLA実施、保護者説明会時の通訳など学習体制の整備」に。 ・「◎外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承」に替えて、 →「◎母国語学級など母語・母文化の様々な学習を通して、外国にルーツがある子どもたちのアイデンティティを育む」。 →「◎正しい知識や認識のもと、互いの違いを認め、尊重し合う豊かな人権感覚や国際的視野にたった友好の資質、態度を育む」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原案においてもすべての子どもを対象にしております。 ・ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。 ・「子どもの教育の充実」の説明文、「◎外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承」に含まれるものと考えます。
30	17	<p>「◎外国人労働者の相談窓口の設置と対応、情報提供等の支援」を「◎労働相談窓口の周知や相談しやすい相談体制の整備」「◎外国人労働者ハンドブックの作成や、Q&A、問合せ窓口の紹介」の2項目に分けて挿入。</p> <p>全国的に外国人労働者、外国人技能実習制度をめぐっては、様々なジャンルで具体的課題が指摘されてきました。単なる「労働力」ではなく一人ひとりの人権保障がなされなければなりません。切実さを増している相談窓口の周知と体制の整備には、相談しやすい体制こそが必要です。</p>	<p>本指針は施策の方向性を定めるものとし、具体的な施策については、行動計画として策定する予定です。ご意見を行動計画策定の参考にさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見	市の考え
31	15	<p>「◎多文化共生総合相談ワンストップセンター（一元的相談窓口）の庁内連携体制づくり」を追加。</p> <p>「行動計画」の作成にあたっては、「多文化共生総合相談ワンストップセンター（一元的相談窓口）」への課題整理が必要だと思えます。</p>	<p>多文化共生総合相談ワンストップセンター（一元的相談窓口）に限らず、庁内の連携については、「IV 今後の取組みの方向、推進体制」に記載しております。</p> <p>ご意見を行動計画策定の参考にさせていただきます。</p>
32	10	<p>「無意識に偏見や差別意識を持っている場合があります」 →「日常生活の中で偏見や差別意識が表面に出ることがあります」に。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「日本人住民の外国人住民に対する無意識の偏見や差別が表れることがあります」に修正します。</p>
33	20	<p>「行動計画（アクションプラン）」作成に向けて 「喫緊の課題」「様々な取組みの連携を積み重ねて実現に近づけていかなければならない課題」「政府省庁からの助成を受けながら実現していく課題」、そして「どの時期においても外せない基本的、普遍的な課題」など。多くの課題が「東大阪市多文化共生指針」に盛り込まれています。どれをとっても緻密な「行動計画」がなければ、成就できない課題だと思えます。</p> <p>憲法第14条（平等原則）、国際人権規約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約等も尊重しながら、今まで積み重ねてこられた「現局、現場での実践と努力」の点検から視線をそらさないで、また、在住する外国人の立場の目線に立って、温かい「行動計画」のもとに、しっかりとした連携と協働につながる施策をお指し示していただくことを切望します。</p>	<p>ご意見を行動計画策定の参考にさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見	市の考え
34	全体	<p>素案は不十分な点が多いと思います。</p> <p>その中でも一番の問題点は、戦中、戦後の歴史を無視し、日本に仕方なく住むことになった方々やその子孫達と日本に生活の糧を求めて、自ら来られた方々を同じ視点で見ていることです。</p> <p>在日朝鮮、韓国人が以前より数的には減っているのは事実ですが、その大きな原因は差別や同化政策により、日本人に帰化した方々が多いからではないでしょうか。そして、そうなってしまったのは、民族学校や民族学級に対しての支援を行わなかったため、正しい歴史や民族の伝統文化などを学ぶ機会がなくなり、自分自身のアイデンティティを認める事が出来ない方々が増えてしまったことが大きな要因ではないでしょうか？</p> <p>まずはそのような現状を克服し、在日朝鮮韓国人を始め、歴史的経緯のため日本で暮らす方々が堂々と暮らせる街づくりをすべきではないでしょうか。素案を訂正し、歴史的経緯のため、日本に住むことになった方々及びその子孫に方々に対する支援をより充実させた指針に変更してください。そして、その後自ら日本で生活を選択された方々を含めたまちづくりをしてください。</p>	<p>ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見	市の考え
35	15	<p>外国人住民は、日本の生活習慣を理解する機会が圧倒的に不足しています。そこで、来日してから地域で住み始めるまでに、また、地域で住み始めた後にも日本の生活習慣を伝える機会を設けるため、「P15 外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障」の中に日本の生活習慣を伝えるより具体的な施策内容として、以下の追記を提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 転入時、日本の生活習慣を外国人住民に提供するため、「外国人情報窓口」のような生活習慣を口頭で伝える窓口を設置すること。 2. その窓口で、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること。 3. 不動産業者が、日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること。 4. 外国人従業員が、日本の生活習慣をしっかりと理解できるオリエンテーションを開催するように、外国人雇用企業へ依頼すること。 5. 外国人雇用企業が、来日後1か月、半年などのスパンで、定期的に日本の生活習慣に関するオリエンテーションを、外国人従業員に対して実施するように依頼すること。 	<p>本指針は、施策の方向性を定めるものとし、具体的な施策については、行動計画として策定する予定です。ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見	市の考え
36	18	<p>日本人住民と外国人住民の関係をつなぎながら、地域社会への参加を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターを、地域の実情が把握しやすい「公民館」の職員として配置することを提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人住民が多くいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定。 2. 地域社会における交流促進の場として、「公民館」の活用を明示。 3. コーディネーターとして「公民館」の職員の活用を明示。 4. コーディネーター機能（双方の住民関係をつなぐ）の明示。 5. これら施策の評価方法の明示。 6. コーディネーター育成研修の実施を明示。 <p>という6点について、「P18 日常的なつながりの場と機会の創設」の具体的な施策内容として追加することを提案します。</p>	<p>本指針は、施策の方向性を定めるものとし、具体的な施策については、行動計画として策定する予定です。ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。</p>
37	1	<p>「多文化共生を取り巻く社会情勢の変化とそれに伴う新たな課題」とあるが、具体的にどのような課題があるのか明記されていない。</p>	<p>第2章に東大阪市の現状と課題について記載しております。</p>

No.	ページ	意見	市の考え
38	1	<p>「地域の実情に即した内容となるよう、指針を見直すことにより」とあるが、①東大阪市外国籍住民施策基本指針のⅢ、今後の方策の1 から3 に対する総括、何ができていて、何ができていないのか、また今後の課題は何なのか、といった具体的内容について全く言及されていない。その総括を無くして、社会情勢が変わったから指針を見直す、という論理は前の基本指針を継承しないという重大な誤りでしかない。かつ②東大阪市の特徴である特別永住者と永住者が全体の58.4%占める事を合理的に配慮した施策の方向性になっていない。合理的に配慮とは、特別永住者または、永住者がなぜそのような立場に至ったのかを歴史的に検証し、継続的に施策に反映させる事を意味して使用する。その意味で施策の方向性は不十分で、仮に施策の方向性の各項目が地域の実情に即しているならば、どの部分なのかを明確にするべきである。</p>	<p>ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。</p>
39	9、10	<p>社会参画、人権意識の普及について、大阪市外国人住民アンケート調査（2020年大阪府・大阪市）を根拠に状況を説明されているが、なぜ大阪市のアンケート調査を用いるのかの根拠を示していない。しかも、回答率わずか16%の結果を以って、東大阪市の外国人住民にもあてはまるだろうという論理の展開は不正確ではないか？東大阪市の外国人住民アンケートを実施した結果に基づくべきである。</p>	<p>現状として東大阪市の外国人住民アンケートがないため、本指針では、国の通知、関係機関による調査も参考にしながら策定いたしました。</p>

No.	ページ	意見	市の考え
40	全体	<p>素案の本指針の基本的な考え方、基本目標にあるように、さまざまな人権政策に取り組んできた結果、どうなのか総括がなされていない。前述のとおり。従って、基本目標も基本方針も施策体系もとってつけたように美辞麗句を並べ、一般論としての共生社会実現を謳っている内容である。東大阪市の地域の実情に即した内容と施策の取組み状況の一連の経緯に基づいていないので、そもそも指針策定の根拠に欠ける。東大阪市の共生社会実現なのだから、地域の実情に即した内容や施策の取組みの一連の経緯を踏まえた上で、作成されるべきである。本素案の施策の方向性の6つの重要な方向性については、酷い内容になっている。</p>	<p>ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。</p>
41	16	<p>子どもの教育の充実であるが、東大阪市外国籍住民施策基本方針のⅢ今後の方策の2教育・文化の充実の(1)多民族・多文化共生教育(2)「母国語学級」の充実(3)帰国・渡日の児童生徒及び保護者への支援(4)民族学校への支援(5)留学生への支援の各項目と比較すると一目瞭然で、何ら具体的内容に言及せず、どのようにでも解釈可能な表現をする事によって言い逃れを可能にする内容でしかない。</p>	<p>ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見	市の考え
42	16	子どもたち一人ひとりが異なる文化への理解を深め、国際感覚を身につけ、アイデンティティを確立することができるように、とあるが外国籍住民が自らの出自に誇りを持って対等な立場で多文化共生社会を担う一員となる為には、「民族的アイデンティティ」の確立が必要不可欠である。一般的な「個性」としてアイデンティティという言葉を用いているのであれば改めるべきである。多文化共生社会実現の為の教育施策であるならば「民族的アイデンティティ」とされるべきであり、その確立の為には、先ず文化的素養の一つである母国語での教育が必須となる。その事は、前述のした東大阪市外国籍住民施策基本方針のⅢ今後の方策の2 教育・文化(2)「母国語学級」の充実において述べられているとおりであり、引き続きその担い手となっている民族講師への処遇改善、民族学校への支援がなされるべきである。	本指針は、施策の方向性を定めるものとし、具体的な施策については、行動計画として策定する予定です。 ご意見は施策検討の参考にさせていただきます。
43	全体	本素案は一般的な外国籍住民施策の指針でしかない。東大阪市の地域の実情に即して、東大阪市外国籍住民施策基本指針を継承発展した内容になっていない以上破棄されるべきである。	ご意見を今後の参考とさせていただきます。
44	4	国籍別人口推移の表でなぜ大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国がひとまとめになっているのかが非常に気になります。分けて表記するのが自然と考えます。朝鮮学校（幼稚園から高校）が無償化から外されたままだが、国の方針にあらがって、市独自の取り組みをお願いする。民族学校を大切にしてほしい。教育委員会と連携を密にして人権教育を推し進めてほしい。	人口推移の表については、外国人登録、住民基本台帳を基にした人口統計となっております。 民族学校については、ご意見を行動計画策定の参考にさせていただきます。